

脳卒中発症登録事業実施要領

1 事業の目的

栃木県では、全国に比して脳卒中による死亡率が高いことから、地域における脳卒中発症者の実態を把握することにより、脳卒中総合対策を推進し、県民の健康の保持増進を図ることを目的に脳卒中発症登録事業（以下「登録事業」という。）を実施する。

2 実施主体

本事業の実施主体は栃木県とし、県内医療機関との連携のもとに、栃木県医師会、郡市医師会及び宇都宮市保健所の協力を得て実施する。

県における実施機関は、健康増進課・広域健康福祉センター、及び保健環境センターとする。

3 登録事業への協力機関

本事業への協力機関は、主として保健医療計画における脳卒中の急性期及び回復期に該当する医療機関等とする。

なお、脳卒中地域拠点医療機関については、「脳卒中地域拠点医療機関の選定基準」において、県が実施する脳卒中発症登録に脳卒中患者の情報を提供することとしている。

4 登録事業の対象者

本事業の対象者は、栃木県に住所を有し、原則として脳卒中治療を目的に入院した患者とする。

5 登録事業の対象疾患

本事業の対象疾患は、次のとおりとする。

- ① 脳内出血（I61）
- ② くも膜下出血（I60）
- ③ 脳梗塞（I63） a. アテローム血栓性梗塞、b. 心原性脳塞栓、c. ラクナ梗塞、
d. その他の脳梗塞、e. 病型不明の脳梗塞）
- ④ その他の非外傷性頭蓋内出血（I62）
- ⑤ 一過性脳虚血発作（T I A）（G45）

ただし、次の疾患は対象から除く。

- ア C T、MR I 等画像所見で出血や梗塞が疑われても脳卒中等の臨床症状が伴わないもの。
- イ 外傷、がんの転移等他の原因によると考えられるもの。

6 登録事業の実施方法

(1) 発症報告

脳卒中治療を目的に入院した患者が、退院（転院・死亡を含む）した場合、対象となる医療機関は「脳卒中発症登録票」（別紙様式1号）（以下「発症登録票」という。）を作成し、1か月分をとりまとめて翌月末日までに保健環境センターに送付するものとする。

(2) 発症登録の管理

送付された発症登録票は保健環境センターで登録・管理する。

(3) 報告済登録情報の修正

医療機関は、報告済の登録情報について病型等の修正がある場合は、発症登録票を使用して保健環境センターに送付するものとする。

(4) 補充調査

保健環境センターは、広域健康福祉センター及び宇都宮市保健所と共同し、登録された情報の不足や疑義等がある場合、及び登録者の住所・生死を確認する場合には補充調査を実施することができるものとする。

(5) 集計・製表

保健環境センターは、本事業で収集した情報について集計・製表を行う。

(6) 医療機関への協力依頼

健康増進課、広域健康福祉センター及び宇都宮市保健所は、対象となる医療機関に対し本事業への協力を依頼する。

7 事業評価

本事業で得られた集計表については、栃木県脳卒中・心血管疾患対策協議会に報告するとともに、協力のあった医療機関および県民等に公表するものとする。

8 個人情報保護

本事業の対象者の個人情報は、個人情報保護条例に基づき保護する。

県は、栃木県個人情報保護条例第6条第3項第5号の規定により、脳卒中発症情報を医療機関から収集する。

医療機関は、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第3号により、本人の同意を得ることなく情報提供することができる。

9 登録情報等の利用制限及び調査研究

本事業に関する個別の登録情報については、部外者に提供してはならない。

ただし、学術上の調査研究を目的とするもので、その公益性が認められ、かつ研究として対象者の個人情報保護が確認できるものについては、別に定める手続きに基づき登録情報等を利用することができる。

10 事業運営委員会の設置

本事業の効果的な実施のため、専門家等で構成する事業運営委員会を設置することができる。

11 その他必要な事項

本事業の実施にあたり必要な事項については別に定める。

12 その他

本事業は、疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省告示第1号、平成19年11月1日施行)の適用範囲に関する細則において保健事業に分類され、研究としての倫理指針の適応除外とされている。

附 則

この要領は平成27(2015)年 4月 1日から適用する。

この要領は平成31(2019)年 3月19日から適用する。

この要領は令和 2(2020)年 4月 1日から適用する。

この要領は令和 3(2021)年12月27日から適用する。